

# 民事執行の実務 〔改訂版〕

園部 厚 著

(上)

〔不動産執行〕  
〔非金銭執行〕

新日本法規

## 第5節 物の引渡債務についての間接強制

民事執行法172条は、直接強制も代替執行もすることができない債務〔不代替的作為義務・不作為義務〕に限定して間接強制を認めている。間接強制は、債務者の債務不履行に対し金銭支払義務を課することを予告し、債務者を心理的に圧迫することにより、債務者の自発的な債務の履行を促す強制執行の方法であり、債務者の自由意思に干渉する側面を持ち、債務者の人格尊重の趣旨から、直接強制や代替執行の方法による強制執行ができない場合に限り、補充的に認容されていたのである。しかし、例えば、建物の明渡しの強制執行において、抵抗する債務者（占有者）を執行官が実力を行使してその占有を排除する直接強制の方法によるよりも、間接強制の方法により債務者（占有者）の自発的な退去を促す方がむしろ債務者（占有者）の人格尊重の理念に適合するともいえ、直接強制の方法によることができる物の引渡債務（民執168条～170条）についても、事案によっては、間接強制の方が迅速かつ効果的に目的を達成することができる場合があるとの指摘もされていた（園部「書式代替執行・間接強制等の実務〔六版〕」234頁）。

そこで、平成15年法律第134号の改正法（平16. 4. 1施行）により、間接強制の適用範囲を拡大することとし、物の引渡債務等についても、間接強制の方法によることも認めた（民執173条1項）。これにより、債権者は、これらの直接強制又は代替執行ができる債務について間接強制の申立てもできることになり、債権者は、これらの執行方法のうちいずれかを自由に選択することができるようになった（民執173条1項）（本章第1節第2（667頁）参照）（園部「書式代替執行・間接強制等の実務〔六版〕」234頁）。

間接強制の手続については、基本的には、代替不能の作為・不作為債務についての間接強制の手続と同様である（本章第6節第4（747頁）参照）（園部「書式代替執行・間接強制等の実務〔六版〕」234頁・235頁）。

ただ、物の引渡債務については、仮執行宣言付支払督促と代替物等の一定数量の給付を目的とする請求についての公正証書で、債務者が直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載されているもの〔執行証書〕も、間接強制申立てのための債務名義となることがあるので、民事執行法173条2項で同法33条2

項2号・3号・5号の債務名義も規定している（園部「書式代替執行・間接強制等の実務〔六版〕」235頁）。

書式例 建物明渡義務についての間接強制申立書

間接強制申立書	収 入 印 紙 2000円
令和〇年〇月〇日	
〇〇地方裁判所民事部 御中	
債権者代理人弁護士 〇 〇 〇 〇㊟	
電 話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	
F A X 〇〇〇-〇〇〇-△△△△	
当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり	
申立ての趣旨	
1 債務者は、債権者に対し、別紙物件目録記載の建物を明け渡さなければならない。	
2 債務者が本決定送達の日から〇日以内に前項記載の義務を履行しないときは、債務者は債権者に対し、上記期間経過後の翌日から履行済みまで1日につき金〇万円の割合による金員を支払え。	
申立ての理由	
1 債務者は、債権者に対し、下記事件の執行力ある債務名義の正本に基づき、申立ての趣旨第1項のとおり建物明渡義務があるにもかかわらず、これを履行しない。	
2 債務者は、本件建物内で大量の…を保管しており、直接強制を行い、その保管物を債務者等に引渡しができない場合、その物の売却、保管が困難となるおそれがあるため、債権者は、債務者の自発的履行を促すために直接強制によらず間接強制を申し立てるものである。また、債務者は現在も同所において営業を継続していて、その営業利益は概算で月〇〇万円である一方、家賃相当損害金額は月額〇万円であるため、債務者の自発的な明渡しを期待できない状況にある。本件のような場合の債権者の損害額は…（損害額の根拠を記載）…と算出され、制裁金は少なくとも1日当たり金〇万円とすることが効果的である。以上の各事情を考慮して、申立ての趣旨第2項記載のとおり支払予告金を定めることを求めるものである。	
よって、申立ての趣旨記載の裁判を求める。	

記

〇〇地方裁判所 令和〇年(ワ)第〇〇〇号〇〇等請求事件の判決

添付書類

- |             |    |
|-------------|----|
| 1 執行力ある判決正本 | 1通 |
| 2 上記送達証明書   | 1通 |
| 3 報告書       | 1通 |

書式例 建物明渡義務についての間接強制決定

令和〇年(ワ)第〇〇〇号

決 定

当事者 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の〇〇地方裁判所令和〇年(ワ)第〇〇〇号〇〇〇〇〇請求事件の執行力ある判決正本に基づく債権者の間接強制申立てを相当と認め、次のとおり決定する。

主 文

- 1 債務者は、債権者に対し、別紙物件目録記載の建物を明け渡さなければならない。
- 2 債務者が本決定送達の日から〇日以内に前項記載の義務を履行しないときは、債務者は債権者に対し、上記期間経過後の翌日から履行済まで1日につき〇万円の割合による金員を支払え。

令和〇年〇月〇日

〇〇地方裁判所第〇民事部

裁判官 ○ ○ ○ ○㊟

## 第6節 作為・不作為義務についての強制執行

### 第1 総説

作為義務については、債務者の行為が対象となるため直接強制をすることはできないが、作為義務の中には第三者が代わってすることが可能な代替的作為義務もある。

その代替的作為義務請求権は、代替的作為を目的とする請求権で、その内容が債務者自身によってなされるか、債務者以外の者が代わってなされるかによって、債権者に与える経済的又は法律的効果に代わりがない種類の請求権である。実務上多くみられる代替的作為義務についての強制執行〔代替執行〕としては、債務者が建物を収去してその敷地を明け渡すべき債務を負っているのに、債務者がその建物収去をしないとときに、債務者以外の者が債務者に代わって建物収去の強制執行を行うことがある（民執171条1項1号）。

不作為義務請求権は、不作為を求める請求権で、例えば、「債務者は債権者が特定の通路を通行することを妨害してはならない。」「特定地域に工作物を設置してはならない。」「特定の建物について何階以上の増築をしてはならない。」などの不作為を求める請求権である。これらの不作為債務請求権は、債務名義成立後に具体的違反行為がなければ任意に履行がされていることになり、不作為義務の執行ということはあるが、債務者において当該不作為義務に違反して、例えば、債務者が債権者の通行を妨害するために、通路に物的設備を設置したような場合には、民事執行法171条1項2号により、不作為義務を命ずる債務名義の執行として債権者の請求により、裁判所が違反物を除去し、かつ、将来のための適当な処分を命ずることができる。

一定の内容の謝罪文を新聞に掲載する義務については、新聞広告に掲載することは、必ずしもその本人が掲載しなくてもできるという意味で、代替性を有するので、民事執行法171条1項1号の手続によることができると解されている（最大判昭31. 7. 4民集10巻7号785頁・判時80号3頁、最判昭41. 4. 21集民83号269頁）。ただ、本人自身が出頭して謝罪を表明する義務は、その本人の意思



## 第7節 子の引渡しの強制執行

### 第1 総説

#### I 子の引渡しの強制執行の根拠

従前、民事執行法上、子の引渡しの強制執行について固有の明文規定は存在しなかったが、実務上、子の引渡しの強制執行は、間接強制の方法によるほか、動産の引渡しの強制執行に関する同法169条を類推適用して、執行官が、債務者による子の監護を解いて債権者に子を引き渡す直接強制の方法によって行われていた。

このような現状に対し、子の引渡しを命ずる裁判の実効性を確保するとともに、子の心身に十分な配慮をすることなどの観点から、明確な規律を整備すべきであるとの指摘があり、令和元年法律第2号による民事執行法等の改正（令2. 4. 1施行）により、同法上に明文の規定が設けられた（民執174条～176条）。

#### II 子の引渡しの強制執行の手続

令和元年法律第2号による民事執行法等の改正（令2. 4. 1施行）により、子の引渡しの強制執行は、裁判所の決定により執行官に子の引渡しを実施させる直接的な強制執行の方法（民執174条1項1号）と間接強制の方法（民執174条1項2号）のいずれかの方法により行うとされた。

なお、この場合の執行官による直接的な強制執行の方法（民執174条1項1号）は、従来の直接強制とも代替執行とも異なる特殊な類型の執行方法と解される（内野「Q & A 令和元年改正民執法制」232頁Q108, 平野「実践民執法民保法3版」314頁）。

#### III 子の引渡しの強制執行における間接強制前置

子の引渡しの直接的な強制執行の申立ては、①間接強制が先行して申し立てられた場合において、間接強制の決定（民執172条1項）が確定した日から2週間を経過したとき（当該決定において定められた債務を履行すべき一定の期間の経過がこれより後である場合にあっては、その期間を経過したとき）、②間接強制の方法による強制執行（民執174条1項2号）を実施しても、債務者が子の監護を解く見込みがあるとは認められないとき、③子の急迫な危険を防止するため直ちに強制執行をする必要があるとき、のいずれかに該当するときでなければすることができないとされており（民執174条2項）、原則として、間接強制前置とされている。

## 第2 子の引渡義務についての間接強制

### I 子の引渡義務についての間接強制の管轄裁判所

子の引渡義務についての間接強制の申立ては、当該間接強制の元となる債務名義である調停、審判又は判決等をした家庭裁判所等に対して行うことになる（民執174条1項2号（172条6項・171条2項・33条2項1号・6号，民保52条1項）（本章第6節第4Ⅱ（752頁）参照）。

### Ⅱ 子の引渡義務についての間接強制申立手続

#### 1 子の引渡義務についての間接強制申立方法

子の引渡義務についての間接強制の申立ては、書面でしなければならない（民執規1条）。

#### 2 子の引渡義務についての間接強制申立書の記載事項

子の引渡義務についての間接強制申立書には、次の事項を記載しなければならない（民執規21条・157条1項）（「解民執規（四版）下」719頁2）。

##### ① 表題

子の引渡義務についての間接強制申立書には、「間接強制申立書（子の引渡し）」のように、申立ての内容（求める強制執行）を表す表題をつける。

② 債権者及び債務者の氏名又は名称及び住所並びに代理人の氏名及び住所（民執規157条1項柱書・21条1号），子の氏名（民執規157条1項1号）

##### ③ 申立ての趣旨

間接強制決定を申し立てる旨を記載する（民執規157条1項柱書・21条5号）。  
具体的には、以下のとおりとなる。

「1 債務者は、子甲野太郎を債権者に引き渡せ。

2 債務者が本決定の告知を受けた日から〇〇日以内に前記記載の債務を履行しないときは、債務者は、債権者に対し、上記期間経過の日の翌日から履行済みまで、1日当たり、〇、〇〇〇円の割合による金員を支払え。」

##### ④ 申立ての理由

債務名義を表示し（民執規157条1項柱書・21条2号），子の引渡義務の内容を特定し、間接強制決定の参考となる事項を記載する。

書式例 子の引渡義務についての間接強制申立書

受付印   <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">収入印紙</td> <td style="width: 50%;">円</td> </tr> <tr> <td>予納郵便切手</td> <td>円</td> </tr> </table>	収入印紙	円	予納郵便切手	円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">間 接 強 制 申 立 書 (子の引渡し)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(この欄に収入印紙2000円分を貼ってください。)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(貼った印紙に押印しないでください。)</td> </tr> </table>	間 接 強 制 申 立 書 (子の引渡し)	(この欄に収入印紙2000円分を貼ってください。)	(貼った印紙に押印しないでください。)
収入印紙	円							
予納郵便切手	円							
間 接 強 制 申 立 書 (子の引渡し)								
(この欄に収入印紙2000円分を貼ってください。)								
(貼った印紙に押印しないでください。)								
○○ 家庭裁判所 御中 令和 ○年 ○月 ○日	債 権 者 の 記 名 押 印	甲 野 花 子 ㊟						
添付書類  (審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。) <input checked="" type="checkbox"/> 執行力のある債務名義正本 <input checked="" type="checkbox"/> 債務名義の確定証明書 <input checked="" type="checkbox"/> 債務名義の送達証明書 <input checked="" type="checkbox"/> 申立書副本 <input checked="" type="checkbox"/> 送達場所等の届出書 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	準口頭   							
債権者	住所	〒○○○-○○○○ ○○県○○市○○町○丁目○番○号 (    方)						
	フリガナ氏名	コウノハナコ 甲野花子						
債務者	住所	〒○○○-○○○○ ○○県○○市○○町○丁目○番○号 (    方)						
	フリガナ氏名	コウノイチロウ 甲野一郎						
子	フリガナ氏名	コウノタロウ 甲野太郎						
	フリガナ氏名							

(注) 太枠の中だけ記入してください。  
 (注) □の部分は、該当するものにチェックしてください。

(1/3)



申立ての趣旨

- 1 債務者は、子 甲野太郎を債権者に引き渡せ。
- 2 債務者が本決定の告知を受けた日から〇〇日以内に前項記載の債務を履行しないときは、債務者は、債権者に対し、上記期間経過の日の翌日から履行済みまで、1日当たり〇、〇〇〇円の割合による金員を支払え。

申立ての理由

債務者は、〇〇 家庭裁判所 支部令和 〇年（家）第〇〇〇号 〇〇〇〇〇事件の（審判・決定, 判決, 調停調書, 和解調書,  ）正本に基づき、申立ての趣旨第1項記載の義務を有するところ、同義務を履行しない。

また、債務者に上記義務の履行を強制するための間接強制金は、下記の記載及びその記載を裏付ける書類等によれば、申立ての趣旨第2項記載の金員とすることが相当である。

よって、申立ての趣旨記載の裁判を求める。

記

- 1 債務者の資産・収支状況は、別表のとおりである。
- 2 債務者には、生計を同一にする家族が
  - いない。
  - いる。

（続柄 子 氏名 甲野太郎 : 収入  あり  なし）

（続柄 氏名 : 収入  あり  なし）

（続柄 氏名 : 収入  あり  なし）

（注）太枠の中だけ記入してください。

（注）の部分は、該当するものにチェックしてください。

（注）この申立書は、債務者に送付されたり、利害関係人が閲覧や謄写をしたりする可能性がありますので、その点に御留意のうえ、記載してください。

## 第5節 物の引渡債務についての間接強制

民事執行法172条は、直接強制も代替執行もすることができない債務〔不代替的作為義務・不作為義務〕に限定して間接強制を認めている。間接強制は、債務者の債務不履行に対し金銭支払義務を課することを予告し、債務者を心理的に圧迫することにより、債務者の自発的な債務の履行を促す強制執行の方法であり、債務者の自由意思に干渉する側面を持ち、債務者の人格尊重の趣旨から、直接強制や代替執行の方法による強制執行ができない場合に限り、補充的に認容されていたのである。しかし、例えば、建物の明渡しの強制執行において、抵抗する債務者（占有者）を執行官が実力を行使してその占有を排除する直接強制の方法によるよりも、間接強制の方法により債務者（占有者）の自発的な退去を促す方がむしろ債務者（占有者）の人格尊重の理念に適合するともいえ、直接強制の方法によることができる物の引渡債務（民執168条～170条）についても、事案によっては、間接強制の方が迅速かつ効果的に目的を達成することができる場合があるとの指摘もされていた（園部「書式代替執行・間接強制等の実務〔六版〕」234頁）。

そこで、平成15年法律第134号の改正法（平16. 4. 1施行）により、間接強制の適用範囲を拡大することとし、物の引渡債務等についても、間接強制の方法によることも認めた（民執173条1項）。これにより、債権者は、これらの直接強制又は代替執行ができる債務について間接強制の申立てもできることになり、債権者は、これらの執行方法のうちいずれかを自由に選択することができるようになった（民執173条1項）（本章第1節第2（667頁）参照）（園部「書式代替執行・間接強制等の実務〔六版〕」234頁）。

間接強制の手続については、基本的には、代替不能の作為・不作為債務についての間接強制の手続と同様である（本章第6節第4（747頁）参照）（園部「書式代替執行・間接強制等の実務〔六版〕」234頁・235頁）。

ただ、物の引渡債務については、仮執行宣言付支払督促と代替物等の一定数量の給付を目的とする請求についての公正証書で、債務者が直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載されているもの〔執行証書〕も、間接強制申立てのための債務名義となることがあるので、民事執行法173条2項で同法33条2

項2号・3号・5号の債務名義も規定している（園部「書式代替執行・間接強制等の実務〔六版〕」235頁）。

書式例 建物明渡義務についての間接強制申立書

間接強制申立書	収 入 印 紙 2000円
令和〇年〇月〇日	
〇〇地方裁判所民事部 御中	
債権者代理人弁護士 〇 〇 〇 〇㊟	
電 話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	
F A X 〇〇〇-〇〇〇-△△△△	
当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり	
申立ての趣旨	
1 債務者は、債権者に対し、別紙物件目録記載の建物を明け渡さなければなら ない。	
2 債務者が本決定送達の日から〇日以内に前項記載の義務を履行しないとき は、債務者は債権者に対し、上記期間経過後の翌日から履行済みまで1日につ き金〇万円の割合による金員を支払え。	
申立ての理由	
1 債務者は、債権者に対し、下記事件の執行力ある債務名義の正本に基づき、 申立ての趣旨第1項のとおり建物明渡義務があるにもかかわらず、これを履 行しない。	
2 債務者は、本件建物内で大量の…を保管しており、直接強制を行い、その保 管物を債務者等に引渡しができない場合、その物の売却、保管が困難となるお それがあるため、債権者は、債務者の自発的履行を促すために直接強制によら ず間接強制を申し立てるものである。また、債務者は現在も同所において営 業を継続していて、その営業利益は概算で月〇〇万円である一方、家賃相当損 害金額は月額〇万円であるため、債務者の自発的な明渡しを期待できない状 況にある。本件のような場合の債権者の損害額は…（損害額の根拠を記載）… と算出され、制裁金は少なくとも1日当たり金〇万円とすることが効果的であ る。以上の各事情を考慮して、申立ての趣旨第2項記載のとおり支払予告金を 定めることを求めるものである。	
よって、申立ての趣旨記載の裁判を求める。	

記

〇〇地方裁判所 令和〇年(ワ)第〇〇〇号〇〇等請求事件の判決

添付書類

- |             |    |
|-------------|----|
| 1 執行力ある判決正本 | 1通 |
| 2 上記送達証明書   | 1通 |
| 3 報告書       | 1通 |

書式例 建物明渡義務についての間接強制決定

令和〇年(ワ)第〇〇〇号

決 定

当事者 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の〇〇地方裁判所令和〇年(ワ)第〇〇〇号〇〇〇〇〇請求事件の執行力ある判決正本に基づく債権者の間接強制申立てを相当と認め、次のとおり決定する。

主 文

- 1 債務者は、債権者に対し、別紙物件目録記載の建物を明け渡さなければならない。
- 2 債務者が本決定送達の日から〇日以内に前項記載の義務を履行しないときは、債務者は債権者に対し、上記期間経過後の翌日から履行済まで1日につき〇万円の割合による金員を支払え。

令和〇年〇月〇日

〇〇地方裁判所第〇民事部

裁判官 ○ ○ ○ ○㊟

## 第6節 作為・不作為義務についての強制執行

### 第1 総説

作為義務については、債務者の行為が対象となるため直接強制をすることはできないが、作為義務の中には第三者が代わってすることが可能な代替的作為義務もある。

その代替的作為義務請求権は、代替的作為を目的とする請求権で、その内容が債務者自身によってなされるか、債務者以外の者が代わってなされるかによって、債権者に与える経済的又は法律的効果に代わりがない種類の請求権である。実務上多くみられる代替的作為義務についての強制執行〔代替執行〕としては、債務者が建物を収去してその敷地を明け渡すべき債務を負っているのに、債務者がその建物収去をしないとときに、債務者以外の者が債務者に代わって建物収去の強制執行を行うことがある（民執171条1項1号）。

不作為義務請求権は、不作為を求める請求権で、例えば、「債務者は債権者が特定の通路を通行することを妨害してはならない。」「特定地域に工作物を設置してはならない。」「特定の建物について何階以上の増築をしてはならない。」などの不作為を求める請求権である。これらの不作為債務請求権は、債務名義成立後に具体的違反行為がなければ任意に履行がされていることになり、不作為義務の執行ということはあるが、債務者において当該不作為義務に違反して、例えば、債務者が債権者の通行を妨害するために、通路に物的設備を設置したような場合には、民事執行法171条1項2号により、不作為義務を命ずる債務名義の執行として債権者の請求により、裁判所が違反物を除去し、かつ、将来のための適当な処分を命ずることができる。

一定の内容の謝罪文を新聞に掲載する義務については、新聞広告に掲載することは、必ずしもその本人が掲載しなくてもできるという意味で、代替性を有するので、民事執行法171条1項1号の手続によることができると解されている（最大判昭31. 7. 4民集10巻7号785頁・判時80号3頁、最判昭41. 4. 21集民83号269頁）。ただ、本人自身が出頭して謝罪を表明する義務は、その本人の意思



## 第7節 子の引渡しの強制執行

### 第1 総説

#### I 子の引渡しの強制執行の根拠

従前、民事執行法上、子の引渡しの強制執行について固有の明文規定は存在しなかったが、実務上、子の引渡しの強制執行は、間接強制の方法によるほか、動産の引渡しの強制執行に関する同法169条を類推適用して、執行官が、債務者による子の監護を解いて債権者に子を引き渡す直接強制の方法によって行われていた。

このような現状に対し、子の引渡しを命ずる裁判の実効性を確保するとともに、子の心身に十分な配慮をすることなどの観点から、明確な規律を整備すべきであるとの指摘があり、令和元年法律第2号による民事執行法等の改正（令2. 4. 1施行）により、同法上に明文の規定が設けられた（民執174条～176条）。

#### II 子の引渡しの強制執行の手続

令和元年法律第2号による民事執行法等の改正（令2. 4. 1施行）により、子の引渡しの強制執行は、裁判所の決定により執行官に子の引渡しを実施させる直接的な強制執行の方法（民執174条1項1号）と間接強制の方法（民執174条1項2号）のいずれかの方法により行うとされた。

なお、この場合の執行官による直接的な強制執行の方法（民執174条1項1号）は、従来の直接強制とも代替執行とも異なる特殊な類型の執行方法と解される（内野「Q & A 令和元年改正民執法制」232頁Q108, 平野「実践民執法民保法3版」314頁）。

#### III 子の引渡しの強制執行における間接強制前置

子の引渡しの直接的な強制執行の申立ては、①間接強制が先行して申し立てられた場合において、間接強制の決定（民執172条1項）が確定した日から2週間を経過したとき（当該決定において定められた債務を履行すべき一定の期間の経過がこれより後である場合にあっては、その期間を経過したとき）、②間接強制の方法による強制執行（民執174条1項2号）を実施しても、債務者が子の監護を解く見込みがあるとは認められないとき、③子の急迫な危険を防止するため直ちに強制執行をする必要があるとき、のいずれかに該当するときでなければすることができないとされており（民執174条2項）、原則として、間接強制前置とされている。



## 第2 子の引渡義務についての間接強制

### I 子の引渡義務についての間接強制の管轄裁判所

子の引渡義務についての間接強制の申立ては、当該間接強制の元となる債務名義である調停、審判又は判決等をした家庭裁判所等に対して行うことになる（民執174条1項2号（172条6項・171条2項・33条2項1号・6号，民保52条1項）（本章第6節第4Ⅱ（752頁）参照）。

### Ⅱ 子の引渡義務についての間接強制申立手続

#### 1 子の引渡義務についての間接強制申立方法

子の引渡義務についての間接強制の申立ては、書面でしなければならない（民執規1条）。

#### 2 子の引渡義務についての間接強制申立書の記載事項

子の引渡義務についての間接強制申立書には、次の事項を記載しなければならない（民執規21条・157条1項）（「解民執規（四版）下」719頁2）。

#### ① 表題

子の引渡義務についての間接強制申立書には、「間接強制申立書（子の引渡し）」のように、申立ての内容（求める強制執行）を表す表題をつける。

② 債権者及び債務者の氏名又は名称及び住所並びに代理人の氏名及び住所（民執規157条1項柱書・21条1号），子の氏名（民執規157条1項1号）

#### ③ 申立ての趣旨

間接強制決定を申し立てる旨を記載する（民執規157条1項柱書・21条5号）。  
具体的には、以下のとおりとなる。

「1 債務者は、子甲野太郎を債権者に引き渡せ。

2 債務者が本決定の告知を受けた日から〇〇日以内に前記記載の債務を履行しないときは、債務者は、債権者に対し、上記期間経過の日の翌日から履行済みまで、1日当たり、〇、〇〇〇円の割合による金員を支払え。」

#### ④ 申立ての理由

債務名義を表示し（民執規157条1項柱書・21条2号），子の引渡義務の内容を特定し、間接強制決定の参考となる事項を記載する。

書式例 子の引渡義務についての間接強制申立書

受付印   <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">収入印紙</td> <td style="width: 50%;">円</td> </tr> <tr> <td>予納郵便切手</td> <td>円</td> </tr> </table>	収入印紙	円	予納郵便切手	円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">間 接 強 制 申 立 書 (子の引渡し)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(この欄に収入印紙2000円分を貼ってください。)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(貼った印紙に押印しないでください。)</td> </tr> </table>	間 接 強 制 申 立 書 (子の引渡し)	(この欄に収入印紙2000円分を貼ってください。)	(貼った印紙に押印しないでください。)
収入印紙	円							
予納郵便切手	円							
間 接 強 制 申 立 書 (子の引渡し)								
(この欄に収入印紙2000円分を貼ってください。)								
(貼った印紙に押印しないでください。)								
○○ 家庭裁判所 御中 令和 ○年 ○月 ○日	債 権 者 の 記 名 押 印	甲 野 花 子 ㊟						
添付書類  (審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。) <input checked="" type="checkbox"/> 執行力のある債務名義正本 <input checked="" type="checkbox"/> 債務名義の確定証明書 <input checked="" type="checkbox"/> 債務名義の送達証明書 <input checked="" type="checkbox"/> 申立書副本 <input checked="" type="checkbox"/> 送達場所等の届出書 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	準口頭   							
債権者	住所	〒○○○-○○○○ ○○県○○市○○町○丁目○番○号 ( 方)						
	フリガナ氏名	コウノハナコ 甲野花子						
債務者	住所	〒○○○-○○○○ ○○県○○市○○町○丁目○番○号 ( 方)						
	フリガナ氏名	コウノイチロウ 甲野一郎						
子	フリガナ氏名	コウノタロウ 甲野太郎						
	フリガナ氏名							

(注) 太枠の中だけ記入してください。  
 (注) □の部分は、該当するものにチェックしてください。

(1/3)

## 申立ての趣旨

- 1 債務者は、子 甲野太郎を債権者に引き渡せ。
- 2 債務者が本決定の告知を受けた日から〇〇日以内に前項記載の債務を履行しないときは、債務者は、債権者に対し、上記期間経過の日の翌日から履行済みまで、1日当たり〇、〇〇〇円の割合による金員を支払え。

## 申立ての理由

債務者は、〇〇 家庭裁判所 支部令和 〇年（家）第〇〇〇号 〇〇〇〇〇事件の（審判・決定，判決，調停調書，和解調書， ）正本に基づき、申立ての趣旨第1項記載の義務を有するところ、同義務を履行しない。

また、債務者に上記義務の履行を強制するための間接強制金は、下記の記載及びその記載を裏付ける書類等によれば、申立ての趣旨第2項記載の金員とすることが相当である。

よって、申立ての趣旨記載の裁判を求める。

## 記

- 1 債務者の資産・収支状況は、別表のとおりである。
- 2 債務者には、生計を同一にする家族が
  - いない。
  - いる。

（続柄 子 氏名 甲野太郎 : 収入  あり  なし）

（続柄 氏名 : 収入  あり  なし）

（続柄 氏名 : 収入  あり  なし）

（注）太枠の中だけ記入してください。

（注）の部分は、該当するものにチェックしてください。

（注）この申立書は、債務者に送付されたり、利害関係人が閲覧や謄写をしたりする可能性がありますので、その点に御留意のうえ、記載してください。